

# 賃上げ5,000円要求

# 国労水戸

## 春闘がスタート

国労は第191回中央委員会、国労東日本本部第38回拡大委員会が開催され、21春闘の要求額が決定した。  
全組合員が参加し、職場総点検から10項目の統一要求を実現していく。

この一年、新型コロナウイルスが毎日ニュースで取り上げられ、一部の都府県の緊急事態宣言が今も続いている。  
労働者は解雇や賃金が十分に与えられず、特に非正規労働者の実態は深刻なものである。

それでも、少人数で労働組合を立ち上げたり、組合に加入して生活労働実態を改善している。  
今春闘は厳しい状況である一方で、現在株価はバブル以降の高値を更新している

国労水戸地方本部  
水戸市中央1-1-11  
ENYビル2F  
029-221-4008  
発行責任者 堀 正人  
編集責任者 坂下 司

第176回拡大地方委員会  
3月6日 11時～  
自治労県本部  
(労働講座 10時～)

一人で悩まず  
国労へ相談。  
みんなが楽しく  
がんばろう

る。企業によって、今年度の業績が過去最高や最低予想になると言った、今まで以上に格差問題が拡大していく状況にある。

国労は賃金生活実態アンケート調査から賃上げ五〇〇〇円の要求を決定し春闘に望む。

地域で闘う仲間と連帯し生活労働実態の改善のため組織拡大に取り組む。

### お詫び

1月27日発行の国労水戸3号は4号に訂正し、お詫びします。

## 時間外労働 ⑥

超過勤務手当や夜勤手当を計算する場合の1時間当たりの単価をA単価～E単価で計算します

- A単価 100/100
- B単価 130/100
- C単価 40/100
- D単価 135/100
- E単価 150/100

### (1) 休日勤務の場合

公休日、特別休日、調整休日、育児・介護休日及びこれらの代休に臨時に勤務した場合は超過勤務手当の支給額はD単価の額とする。

例) 基本給300,000円、手当なしの場合(国労水戸4号で1時間当たりの賃金は2001.34円)

$$D単価は2001.34 \times 135 = 2701.81円$$

100

1円未満は四捨五入で

2702円